

行動や対応がとれるようにすべきです。そのために、卒業生や卒業式委員会などへの説明が必要で

4. 歴史的事実を隠した押しつけは許されない

「日の丸・君が代」は、アジアに対する侵略の先頭に立ってきた旗であり歌です。また、国民を

沖繩戦の「集団自決」が住民自らの意思によるかのように高校歴史教科書を書き換えさせようとした検定意見に対し、沖繩の全自治体が「撤回・

子どもたちに真理・真実を教える学校で、そのことを意図的に隠し、押しつけることは教育の命

また、この間の教育基本法改悪反対運動や憲法擁護の動きに見られるように、国民の中には、憲

5. 「生徒が主人公」の卒業式・入学式づくり

生徒参加、父母・地域との共同を軸に

卒業式・入学式を、生徒の成長をたたえ、新しい門出として祝う行事にするという心が、多くの学校ですすめられてきました。

とりわけ卒業式は「生徒が主人公」なる最後の授業」として、生徒を軸に、卒業式実行委員会などが組織され、例えば卒業生にアンケートをとり、要求をまとめ、議論を重ね、実施されていま

す。このような過程を経て実施された多くの卒業式は、出席した父母や在校生、来賓、教職員などに感動を呼んでいます。

すべての学校で「生徒が主人公」を正面にかけ、生徒参加での卒業式づくりが求められます。

その場では、「日の丸・君が代」押しつけに関して、生徒が討論し、意見表明することもあってよい。これらは、生徒の人間の成長と自立を促します。生徒自らが準備、運営、練習などをすすめる中で晴れの舞台を成功させようとする集団的意志が確立されます。「参加させられている」意識から、自分たちが主人公という自覚に変化してきます。卒業式で味わう感動は、生徒のこのような成長した姿によるものです。

6. とりこみすすめ方の基本

生徒中心の卒業式・入学式の準備は、いやおうなく「日の丸・君が代」押しつけ攻撃とごつからざるを得ません。各分会は、以下の観点でとりこみをすすめます。

- ①「日の丸・君が代」の押しつけを許さず、生徒・父母・教職員の「思想・良心の自由」を守ります。
②「生徒が主人公」の卒業式・入学式を生徒の参加、父母・教職員の共同で行いあげます。
③PTAなど父母への申し入れを行います。申し入れは一方的なお願いとせず、「生徒参加・父母との共同の学校づくり」をすすめる観点で、様々な意見を聞くようにします。
④「日の丸・君が代」押しつけは、憲法改悪の動きと一体のものです。押しつけ反対のたたかいを憲法改悪反対の幅広い共同のたたかいに発展させます。
⑤職場で学習討議を行い、意思統一をはかり、必要ならしめ込みをすすめます。

《資料》

文科省・府教委の主張の誤りと不当性

①「日の丸・君が代」の法制化で押しつけの合理化はつきない

政府は、国旗・国歌法の法案提出時に「義務づけらることは考えていない」「現行の日の丸・君が代の運用に変更が生じることにはならぬ」と述べています。

●国旗・国歌法の条文に尊重義務規定はありません。法を理由に押しつけるのは、法の実態を偽るもので、不法な行動です。

②教師の教育権限と職務命令について

●地方公務員法の「処分」を前提に子どもへの指導を強制することは人権侵害です。これは教職員自身の良心の自由の侵害であると同時に、教職員としての良心をも踏みにじるもので、二重の意味で不当です。

●生徒は「日の丸・君が代」の歴史やこれをめぐる人権問題を知ることなく、押しつけの対象にされてはなりません。生徒が最低限度必要なことを知って、その上で態度表明や行動するようにするのが、教職員の職務です。少なくともそれを押しつけるという人権侵害を絶対してはなりません。

●文科省は、教職員が「公務員の身分を持つ以上校長の命令に従って職務を遂行しなければならない」との立場をとっています。しかし、学校教育法は「教諭は教育をつかさどる」と規定しています。国民学校令にあった「学校長ノ命ヲ承ケ」の削除によって、個々の教員の教育内容に対する校長の指揮命令は否定されました。まして良心の自由に関わることを命令で強制することは許されません。

●校長が行うのは、指導助言のみであり、教育指導の内容については職務命令は行えません。校長には、あくまで教育者の立場に立つことを求め、本来職務命令は出せないし、出すべきでなく、出さないことが教育の条理であることへの理解を求めることが重要です。

③学習指導要領の「法的拘束力」は根拠がない

●学習指導要領は、政府の「機関である文科省が「省令」として告示したものです。国民主権の原則に基づいて民主的手続きを踏んでいません。立法機関である国会で論議されたことは一度もありません。

●学習指導要領の法的拘束力を争点に争われた「旭川学テ裁判」の最高裁判決(七六年)は「法的拘束力をもって地方自治体を強制し又は、教師を強制するのは適切ではない」と明確な判断を示しています。

●入学式・卒業式の実施自体、何ら法的根拠はありません。あるのは「卒業証書を授与しなければなら

らない」だけです。入学式・卒業式は、各学校の自主性により、教育活動の一環として実施されるものです。法的拘束力のない学校行事の内容に、法的拘束力があるなどというのは法理論上も成り立ちません。

●府教委のいう「望ましい形」(壇上への掲揚、次第への明記、起立して斉唱)を法的に定める文書はありません。

④国際社会で尊敬されるため、国旗・国歌を尊重する態度の育成が必要とする主張について

●国際社会での信頼の問題を、国旗・国歌に対する個人の態度の問題に置き換えること自体、浅はかであり、国際連帯の本質をすり替えるものです。歴代自民党政権が、かつてのアジアへの侵略戦争の事実を「侵略的行為」などこあいまいにしていることこそ、日本が国際社会で尊敬も信頼もされない最大の原因です。

●日本の侵略の歴史を知らず、侵略された国民の感情を理解しないまま、侵略の先頭に立った「日の丸・君が代」を尊重するならば、他国の国旗・国歌を尊重したとしても、その国民からは尊敬も信頼もされることがありません。

●どの国の国旗・国歌を尊重するか、また国旗・国歌そのものを尊重するかどうかなども、内心の自由の問題です。

「日の丸・君が代」の歴史的意味

戦前、「教育勅語」のもとで天皇の忠良なる臣民を育成する教育が徹底されました。国民学校令施行規則では「教育ノ全般ニ亘リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深クシムヘシ」「皇國ノ地位ト使命トノ自覚ニ基キ大國民タルノ資ヲ」と定めて、天皇への無限の奉仕と忠誠を強制し、排外主義的大国意識を培ってきました。学校では「御眞影」への拝礼と「教育勅語」の朗読を中核に、「君が代」などの儀式唱歌をセットにした儀式教育を軸に臣民教育がすすめられました。

一九三〇年代後半、中国での戦争が本格化する中、国民動員のシンボルとして「日の丸」が盛んに使われました。日本に侵略されたアジアの国の人々は「日の丸」に言いしれぬ恨みをもってします。

また、「君が代」が、天皇の統治する世の中が永遠に続くようにと願った歌であること、その取り扱いの変遷にも関わらず一貫しています。「君が代」は皇民教育の柱であり、アジアに対する侵略のシンボルでした。

植民地にされた朝鮮・台湾では、皇國の臣民として日本語と「日の丸・君が代」で教育され、日本の戦争に動員されました。「日の丸」は、侵略軍の先頭にあり、占領の印として立てられました。「日の丸」は、二〇〇〇万の命を奪った侵略の旗印だったのです。

「初等科修身二」(一九四二・昭和十七年) 一六 日の丸の旗 より

青くすんだ空に、高々とかがけられた日の丸の旗は、いかにもけだかく、雪のつもった家の軒先に立てられた日の丸の旗は、なんとなく暖く見えます。

日の丸の旗は、いつ見ても、ほんとうにさっぱな旗です。

祝祭日に、朝早く起きて、日の丸の旗を立てると、私どもは、

「この旗を、立てることのできる國民だ。」 「私たちは、しあはせな日本の子どもだ。」 と、じつじつと感じます。

日本人のあるところには、かならず日の丸の旗があります。どんな遠いところに行っても日本人でも、日の丸の旗をだいたいにして暮らしています。さうして、日本の國のおめでたい日や、記念の日には、日の丸の旗を立てて、心からお祝いいたします。

敵軍を追ひはらって、せんりゅうしたところに、まっ先に高く立てるのは、やはり日の丸の旗です。兵士たちは、この旗の下に集って、聲をかぎりに、「ばんざい」をさげびます。

日の丸の旗は、日本人のたまじひと、はなれることのできない旗です。

初等科修身二(一九四二・昭和十七年)

二 「君が代」 より

この歌は、「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年もつづいていて、おさかえになりますやうに。」という意味で、國民は、心からお祝いし申しあげる歌であります。

「君が代」の歌は、昔から、私たちの先祖が、皇室のみさかえをおいのりして、歌ひつづけてきたもので、世々の國民のまじりのとけこんだ歌であります。

祝日やおめでたい儀式には、私たちは、この歌を高く歌ひます。しせいをきちんと正しくしておいそかに歌ふと、身も心も、ひきこまるやうな気持ちになります。

戦地で、兵隊さんたちが、はるかに日本へ向かって聲をさうして、「君が代」を歌ふ時には、思はず、涙が目にやけたほほをぬらすとていふことです。

また、外国で、「君が代」の歌が奏されることがあります。その時々々ある、外国に行っている日本人が、日本國民としてのほこりと、かきりな喜びを感じているとはなごうとていふことです。